マイクロソフト サプライヤー倫理規定

マイクロソフトの使命は、地球上のあらゆる個人と組織の能力を強化し、より多くの目標を達成できるようにすることです。当社の使命を達成するということは、革新的な技術を構築するという目標に留まらず、会社として、また個人としての在り方や、どのようにビジネスを内部管理し、お客様、パートナー、政府、コミュニティ、サプライヤーと協働するかということについて目標を達成することでもあります。

マイクロソフトは、<u>業務遂行基準</u>を通じて、倫理的な業務の慣行と法規制の遵守を含む企業の基準を確立しました。同様に、マイクロソフトは、当社の取引先がマイクロソフト サプライヤー倫理規定 (SCoC) を遵守し、同規定に関する従業員のトレーニングを行うことで、この誠実さに対する義務を受け入れていただくことを期待しています。

1.サプライヤー倫理規定の遵守

サプライヤーとその従業員、担当者、代理人、下請業者(総称して「サプライヤー」といいます)は、マイクロソフトと共に、またはマイクロソフトに代わって業務を遂行する際には、本サプライヤー倫理規定を遵守しなければなりません。サプライヤーは、下請業者に対して、自社の業務とサプライチェーン全体でSCoCを認識し、実践することを求めなければなりません。サプライヤーが本倫理規定に違反するような状況が発生する場合、サプライヤーは、マイクロソフトの連絡担当者、マイクロソフトの管理者のメンバー、または本文書の最後に記載されている連絡先に直ちに報告する必要があります。

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、適用される法律および規則のすべてを完全に遵守 し、現地の法的要件を超える可能性があるマイクロソフトの要件を遵守して、雇用慣行を実施 しなければなりません。マイクロソフトの要件が現地の法的要件よりも厳しいすべての場合に おいて、サプライヤーには、より厳しいマイクロソフトの要件を満たすことが求められます。

マイクロソフトのサプライヤーには、SCoC の遵守を自己監視および実証することが求められますが、マイクロソフトは、サプライヤーを監査またはサプライヤーの施設を検査し、遵守を確認する場合があります。サプライヤーは、違法な行為または SCoC もしくはマイクロソフトのポリシーに違反する行為を行った場合、マイクロソフトとの取引関係が解消される恐れがあります。サプライヤーがマイクロソフトと締結する可能性のある契約で定められたその他の義務を

履行することに加え、SCoC を遵守することおよびマイクロソフトが提供する SCoC トレーニングを修了することが求められます。

マイクロソフトは、サプライチェーンにおける公正な労働慣行と人権の尊重に関する高い水準の維持に努めています。マイクロソフトから要請があれば、サプライヤーは、マイクロソフトが、(自身が要請する下請け業者による情報開示を含む)サプライチェーンのデューデリジェンスを実施および完了できるよう、必要な情報と補足書類を提供します。

2.法令および規制の遵守に関する慣行

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、マイクロソフトと共に、またはマイクロソフトに代わって業務を遂行する際には、適用されるすべての法律および規則を完全に遵守して業務活動を実行しなければなりません。また、次の要件などに従う必要があります。

- **2.1 取引**:取引法や制裁規制を含むが、必ずしもこれらに限定されない、物品の輸出入に適用されるすべての法規制を遵守すること。サプライヤーは、マイクロソフトが適用法の遵守を維持するために必要な規制に関する通知を行うことなく、当該規制対象の技術、製品、または技術データをマイクロソフトに提供しないものとします。
- **2.2 独占禁止:**事業を遂行する法域に適用される独占禁止および公正競争に関する法律を完全に 遵守して事業を遂行すること。
- **2.3 腐敗防止:**<u>米国</u>の法令を遵守した事業活動<u>海外腐敗行為防止法</u>(「FCPA」)および事業を遂行する法域における腐敗防止およびマネー ロンダリング防止に関する法律を完全に遵守して事業を遂行すること。
 - a. サプライヤーは、FCPA を含む、適用される腐敗防止およびマネーロンダリング防止に関するすべての法律、ならびに公務員に対するロビー活動、贈答、寄付、雇用、支払いに適用される法律、政治献金に関する法律、その他の関連規則を遵守する必要があります。サプライヤーは、あらゆる形態の贈収賄、汚職、恐喝、横領を禁止しなければなりません。すべてのビジネス上の取引は透明性を持って実施し、サプライヤーの帳簿や記録に正確に反映するものとします。腐敗防止法の遵守を確実にするために、コンプライアンスの監視、記録管理、および施行手順を実施する必要があります。
 - b. いかなるサプライヤーも、マイクロソフトの業務上の利益を促進する目的で当該職員の 決定に不適切な影響を及ぼすために、またはその他の方法でマイクロソフトの業務上の 利益を不適切に促進するために、政府職員またはその他の当事者に対して、直接、間接

を問わず、価値を有するもの (贈答、出張、接待、慈善寄付、雇用など) の約束、承認、 提供、支払いを行ってはなりません。

- c. 「政府関係者」とは、次のすべてを指します: (i) 選挙で選ばれた公職者を含む政府機関またはその下位組織の職員、(ii) 一時的な場合を含め、政府機関の代理を務めるあらゆる個人、(iii) 政府が所有または管理する企業の役員および従業員、(iv) 政治的官職の候補者、(v) 政党の職員、(vi) 世界銀行や国連などの公的国際機関の役員、従業員、代表者。
- d. サプライヤーは、担当者、代理事業者、またはパートナーが倫理に反する行為を行っていたり、贈収賄やキックバックに関与していたりする兆候がみられる場合、その旨を報告する必要があります。
- e. マイクロソフトの代理事業者として、サプライヤーは、あらゆる点において<u>マイクロソ</u>フト腐敗防止ポリシーを遵守しなければなりません。
- 2.4 アクセシビリティ:世界中の10億人以上の人々が、視覚、聴覚、運動、認知、言語、精神的健康状態などに関するさまざまな障碍を抱えています。あらゆる能力の人がアクセスできる製品、アプリ、サービスを開発することは、マイクロソフトのDNAの一部であると同時に、地球上のすべての人や組織がより多くの成果を達成できるようにするというマイクロソフトのミッションの一部でもあります。マイクロソフトの各サプライヤーは成果物の創造において、次の事項を遵守する必要があります:
 - a. 国際アクセシビリティ基準ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン(WCAG) 最新版のレベル A および AA(https://www.w3.org/standards/techs/wcag#w3cより入手可能)、および
 - b. アクセシブルなデバイス、製品、ウェブサイト、ウェブベースのアプリケーション、クラウドサービス、ソフトウェア、モバイルアプリケーション、コンテンツ、またはサービスを開発するためのすべての法的要件およびマイクロソフトが提供するアクセシビリティ要件と標準。

マイクロソフトは、サプライヤーがアクセシビリティの文化を創造し、誰もがサプライヤーの成果物を最大限に活用できるよう後押しすることに努めています。マイクロソフトのサプライヤーアクセシビリティツールキット(https://www.microsoft.com/en-us/accessibility/supplier-toolkit-resources)をご確認ください。

3.業務上の慣行と倫理

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、業務上の交流および活動を誠実かつ信頼を損なわないように行わなければなりません。これには、以下の項目などが含まれます。

- **3.1 業務情報の報告:**すべての業務情報および報告活動は、誠実かつ正確に実施し、その完了と 正確性に関して適用されるすべての法律を遵守する必要があります。
- **3.2 コミュニケーション:**規制当局の担当者や政府職員との協議などにおいて、誠実で率直かつ 正直に協議を行うこと。
- **3.3 報道機関:**マイクロソフトの広報担当者から書面で明示的に許可されている場合にのみ、マイクロソフトに代わって報道機関に対する発言を行うこと。
- **3.4 広報**: サプライヤーは、マイクロソフトの契約署名者から書面による事前同意を得ることなく、マイクロソフトとの関係または協約に関連するプレスリリースやその他の広報を発行しないこと。
- **3.5 贈答と接待**:業務上のもてなしを行う際には、適切な判断を下すこと。高額、または透明性や正当な目的を欠いた贈答、食事、娯楽、接待、出張は、賄賂とみなされたり、利害相反のように見えたり、意思決定に不適切な影響を及ぼそうとしていると認識される可能性があります。仮に許可された場合であっても、マイクロソフトの従業員に対して業務上のもてなしを行う場合には、適度な金額と頻度に抑える必要があります。不適切な業務上の優位性を得るために何かを提供してはなりません。贈答、娯楽、またはその他のもてなしを行うかどうかを判断する際には、次の要件を適用してください。
 - a. サプライヤーは、マイクロソフトに代わって、出張、宿泊、贈答、接待、娯楽、慈善寄 付の費用を政府職員に支払うことを禁止されています。
 - b. 出張費用には、合理性や正当な業務上の目的がなくてはならず、過大で高額であっては なりません。(下記の出張費用に関するセクションを参照してください。)
 - c. 贈与する側の利益や優位性を得るために価値を有するものを提供したり、マイクロソフトの従業員に影響を与えたり、判断に支障をきたしたり、義務を負わせたりするとみなされる可能性のあるものを提供してはなりません。
 - d. 娯楽と食事は、適度な金額と頻度で、通常業務において行う必要があります。
 - e. サプライヤーは、本規定およびサプライヤーの贈答に関するポリシーの両方に基づいて 許可されている場合を除き、いかなる業務上のもてなしも行うことはできません。

- f. 制限に注意してください。サプライヤーからマイクロソフトの従業員に対して行われる もてなしの価値は、その従業員の事業部門や国に適用される制限を超えることはできま せん。マイクロソフトの事業部門や国に基づく制限により、もてなしが全面的に禁止さ れたり、上限額が異なったりする場合があります。適用される制限について受領者に確 認し、その制限を超えないようにすることはサプライヤーの責任です。
- g. サプライヤーは、マイクロソフト調達部門のメンバーやその代表者に対して価値を有する贈答を行うことはできません。
- h. サプライヤーの従業員に対するモラルイベントは、マイクロソフトではなくサプライヤーが企画する必要があります。サプライヤーの従業員がマイクロソフト FTE と共にモラルイベントに参加する必要がある場合、マイクロソフトは、サプライヤーと共同出資の計画を立てる必要があります。
- **3.6 利益相反**:マイクロソフトの従業員との関係についてマイクロソフトからの質問に回答するときは、誠実で率直かつ正直に回答すること。不正行為および利害相反、またはそのいずれかにみなされる状況についても避けること。マイクロソフトの従業員の配偶者、家庭内パートナー、その他の家族、または親戚がサプライヤーとの間に金銭的利害関係を有する場合、サプライヤーは、そのマイクロソフトの従業員と直接取引してはなりません。
- 3.7 インサイダー取引: インサイダー取引は禁止されています。連邦証券法では、Microsoft または他社に関する (1) 一般投資家が入手できない情報、および (2) 投資家の有価証券売買の意思決定に影響を与える可能性のある情報を保有している場合、Microsoft または他社の有価証券を売買することはできないことになっています。
- **3.8 出張費**: すべてのサプライヤーは、出張費に関するサプライヤー向けガイドラインを遵守する必要があります。
- **3.9 下請け業者との契約**: サプライヤーがマイクロソフトと締結する契約に含まれるその他の 義務の履行に加えて、サプライヤーのマイクロソフトに対する義務を履行するために下請業者 との協約を締結する前に、マイクロソフトから書面による同意を得ること。
- 4.労働にかかる慣行と人権の尊重

マイクロソフトでは、サプライヤーが (1) すべての雇用に関する法律を完全に遵守すること、 (2) すべての人権を尊重し、職場において、世界人権宣言、国連のビジネスと人権に関する指導 原則、国連のグローバルコンパクト原則、国際労働機関 (ILO) の中核的労働基準に定められ た平等な機会を提供することへの取り組みを共有すること、および (3) すべての潜在的な違反

行為を開示し、そのような違反行為に関するその後の調査に全面的に協力するなどの、人権や 公正労働に対する悪影響を是正するための効果的な措置を講じることを期待しています。

マイクロソフトのサプライヤーはすべて、次の要件に従う必要があります。

a. 差別およびハラスメントの禁止。サプライヤーは、ハラスメントや違法な差別、報復のない労働力と職場を作るべく取り組む必要があります。サプライヤーは、自社の業務慣行において、女性や移民労働者を含むさまざまな人口層のグループの権利が尊重されるようにする必要があります。文化的な違いを認識し、尊重する一方で、サプライヤーは、職場で平等な機会を提供し、合理的な配慮をする必要があります。また、年齢、家系、市民権、肌の色、家族の看護や治療のための休暇、性自認または性表現、遺伝情報、在留資格、婚姻歴または家族の状態、医学的状態、国籍、身体的または精神的障害、支持政党、組合の会員資格、軍歴、人種、宗教、性別(妊娠を含む)、性的指向、または適用される現地の法律、規則、条例によって保護されているその他の特性に基づいて、ハラスメントや雇用における差別を行ってはなりません。

サプライヤーは、適用法規または職場の安全性に関して慎重であることが求められる場合を除き、労働者または採用候補者に妊娠検査を含む医療検査を受けることを要求してはならず、検査結果に基づいて不当に差別してはなりません。サプライヤーは、法律で要求される範囲であらゆる障碍に対応しなければなりません。

- b. 児童労働の使用禁止。児童労働は、いかなる状況においても使用してはなりません。サプライヤーは、15歳、義務教育の修了年齢、または雇用上の法定最低就業年齢のうち、最も厳しい要件の年齢未満の者を雇用してはなりません。サプライヤーには、児童労働が発覚した場合に、国際基準、現地の法的要件、またはマイクロソフトの児童労働の改善に関する要件の遵守を保証するための改善計画を策定することが求められています。マイクロソフトは、青少年の教育的効果を得ることを目的とした合法的な職場実習プログラムの開発を含む、あらゆる形態の合法的な青少年の雇用を支援しています。マイクロソフトは、そのようなプログラムを不正や虚偽に基づいて使用するいかなるサプライヤーとも取引を行いません。サプライヤーは、18歳未満の労働者が、夜間作業、残業、重労働、有害物質や危険物質の取り扱いなど、健康や安全を脅かす可能性のある作業を行うことを禁止する必要があります。
- c. 強制労働、囚人労働、および人身売買の禁止。すべてのサプライヤー (採用担当者、職業斡旋業者、補助機関、人材紹介会社など) は、強制労働および囚人労働の使用、人身

売買、ならびに商業性行為の斡旋を禁止されています。いかなる形態の強制労働も禁止されています。これには、年季奉公、奴隷労働(債務による束縛、人身売買または奴隷など)、またはその他のあらゆる形態の強制労働が含まれます。いかなる形態の囚人労働も禁止されています。脅迫、武力、詐欺的請求、またはその他の強制によるいかなる形態の人身売買や非自発的労働の支援、あるいはこれらの活動への関与も禁止されています。サプライヤーは、(1)自身における強制労働の事例を特定するためのILOの「強制労働の指標」に依拠し、(2)サプライヤーの担当者に対するトレーニングや強制労働に関連する問題の意識向上についての規定を定め、(3)違反が発生した場合にサプライヤーが提供する改善策を詳述した、自発的労働の遵守に関する計画を策定する必要があります。すべてのサプライヤーは、人身売買、囚人労働、強制労働、およびその他の形態の奴隷を禁止するサプライヤーのポリシーについて従業員、代理人、補助機関、採用担当者、契約業者、および下請業者に通知し、意識向上、リスクの特定、従業員による報告、是正措置、違反に対する罰則の可能性を促進するためのトレーニングやプログラムを提供する必要があります。

- d. 労働者に対する身元に関連する文書および個人的文書へのアクセスの確保。サプライヤー、代理人、および補助機関は、労働者に「保証金」の預入れを強制すること、従業員の身分または入国に関する書類(パスポート、運転免許証、または労働許可証(発行機関は問わない)など)を与えないでおくこと、またはこのような書類を廃棄、隠蔽、没収すること、もしくはその他の方法により労働者がこのような書類にアクセスすることを制限または拒否することは禁止されています。労働者は、違法な違約金を支払うことなく、現地および国内の法律または規則に従って、自由に辞職できるものとします。
- e. サプライヤーが宿泊施設を提供しようとする場合における安全な住居の提供。サプライヤーが、業務が行われる国で働く従業員に住宅やホテルの宿泊施設を提供する場合、提供されるすべての宿泊施設は、受入国の住宅および安全基準に準拠したものでなければなりません。
- f. **外国人移住労働者に対する帰国手段の提供。**業務が行われている国の国民ではなく、サプライヤーのために業務を行うという具体的な目的で採用され、自国から他国に移住する外国人労働者を雇用する場合、サプライヤーは、そのような労働者に帰国手段を提供するか、または雇用終了時にそのような旅費を労働者に対して補償しなければなりませ

ん。この要件は、短期的または長期的な任務に就く専門家職員の永住権を持つ従業員に は適用されません。

- g. 適切に訓練された採用担当者の使用によるコンプライアンスのサポート。サプライヤーは、国際基準、採用実施国の現地の労働法、またはマイクロソフトの要件のうち、最も厳しいものを遵守し、かつ訓練を受けた採用担当者、職業斡旋業者、および採用会社を使用しなければなりません。採用手数料またはその他の同様の手数料を労働者に対して請求し、これらの手数料を雇用主、採用代理業者、または補助機関に支払うことは固く禁じられています。そのような手数料が労働者によって支払われたことが判明した場合、サプライヤーは、そのような手数料を労働者に返済することを求められます。
- h. 採用時における雇用条件の明確化。サプライヤーは、採用または雇用の過程において、誤解を招くまたは不正な慣行の使用を禁止する必要があります。サプライヤーは、賃金や福利厚生費、勤務地、生活条件、住居費および関連費用(該当する場合)、労働者に課されるその他のコスト、および業務に関連するあらゆる危険を含む、主要な雇用契約条件に関する基本情報を労働者がアクセスできる形式と言語で開示しなければなりません。そのような開示は、労働者が雇用契約を締結する前、また雇用期間を通じて必要に応じて行う必要があります。契約書および従業員ハンドブック(該当する場合)はすべて、(1)労働者が理解できる言語で雇用条件を明確に伝え、(2)適用される法律および規則を反映したものでなければなりません。
- i. 必要に応じた、書面による雇用契約または合意の提供。法律または契約で要求される場合、サプライヤーは、従業員が理解できる言語で作成された雇用契約書、採用契約書、またはその他の業務文書を書面で提供する必要があります。これには、業務内容、賃金、採用手数料の請求禁止、勤務地、居住施設および関連費用、休暇、往復の交通手段の手配、苦情処理プロセス、人身売買を禁止する適用法規の内容などに関する詳細が含まれます。従業員が業務遂行のために転居しなければならない場合、その転居の少なくとも5日前までに当該従業員に業務文書を提供しなければなりません。外国人移住労働者は、当該労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取る必要があり、受入国に到着した際には、適用法に従うため、および/または同等以上の雇用条件を提供するために変更を加える場合を除き、雇用契約に差し替えまたは変更を行ってはなりません。

- j. 公正な報酬の提供。サプライヤーは、正社員、臨時社員、派遣社員、移住労働者、見習い労働者、契約労働者を含むすべての従業員および労働者に公正な報酬を提供する必要があります。このような報酬は、現地の法律で義務付けられている法的最低基準を満たしている必要があります。賃金が公正労働基準法の第14条(c)項の適用対象となる障碍をもつ労働者が受け取る賃金は、大統領令13658号に定められている最低賃金総額を下回らないものとします。すべての従業員と労働者に対して、遂行した業務に対する正確な報酬を検証するための十分な情報を含む、明確で分かりやすい賃金明細書を適時に提供するものとします。サプライヤーは、賃金からの控除を懲戒処分として用いることはできません。国内法または現地法に規定のない賃金からの控除については、関係する労働者が自由意思に基づいて提供した、書面による明示的な許可の証明がある場合にのみ認められます。懲戒処分はすべて記録する必要があります。標準的な1週間の労働時間に対して支払われる賃金および手当は、現地および国内の法的基準を満たしていなければなりません。サプライヤーは、法的基準を満たし、業界において期待される水準およびマイクロソフトの要件に従って、従業員に手当を支給する必要があります。
- k. 尊厳と敬意をもった従業員の取り扱い。サプライヤーは、暴力、性別に基づく暴力、性的またはその他のハラスメント (心理的なハラスメントや脅迫、性的虐待、体罰、精神的または身体的な強制、いじめ、公衆の面前での辱めなど)を含む、いかなる過酷なまたは非人道的な扱いも行ってはなりません。言葉による虐待やその他の形態による脅迫行為は禁止されています。サプライヤーは、人道的な扱いに関するポリシーを定め、監督者を監視して、適切な行為を行えるようにするものとします。これらの要件をサポートする懲戒に関する方針や手続きは、明確に定義され、労働者に伝達されるものとします。
- I. **勤務時間と休業日に関する要件の遵守。**サプライヤーは、国際労働機関の標準労働時間 (第1条約、第14条約、第106条約)を含む国際基準、現地および国内の法律、マイクロソフトの要件、自由に交渉された合法的な団体労働協約のうち、最も制限されたもので定められた最長時間を超える労働を労働者に要求することを禁止されています。サプライヤーは、時間外労働が自発的に行われ、現地および国内の法律または規則に従って支払われるようにしなければなりません。1週間の労働時間は、緊急事態や異常な状況を除いて、時間外労働を含め、週60時間を超えてはなりません。労働者は、7日間の週労働時間につき少なくとも1日の休暇を与えられなければなりません。サプライヤーは、

現地および国内の法律または規則に従って、従業員の労働時間および賃金に関する記録 を保管し、要求に応じてそのような記録をマイクロソフトに提供する必要があります。

- m. 結社の自由と団体交渉権の確保。サプライヤーは、各国の法的要件と責任、国際労働機関基準などの国際基準、またはマイクロソフトの要件のいずれか厳しい方に従って、結社の自由、団体交渉、平和的な集会に対する労働者の権利(当該活動を控える権利を含む)を尊重する必要があります。この権利を行使することで、労働者が脅迫されたり、嫌がらせを受けたり、報復を受けたりすることがあってはなりません。現地の法律や状況によってこの権利が制限されている場合、サプライヤーは、雇用問題や職場の懸念事項について労働者と有意義な対話を行う他の方法を追求する必要があります。
- n. 効果的な不服や不満申し立て手続きを提供し、マイクロソフトと協調して特定された人 権違反の是正に取り組む。 サプライヤーは、ハラスメントや差別を含む職場の懸念事項 を経営陣に伝達し適切に解決するための効果的な苦情処理手続を従業員に提供しなけれ ばなりません。労働者には、苦情やフィードバックを提供するための安全な環境が与え られなければなりません。サプライヤーは、これらの報告手順を定期的に見直す必要が あります。提供される苦情処理手続は、アクセス可能で、文化的に適切でなければなら ず、必要に応じて、匿名で報告するという選択肢を含むものでなければなりません。労 働者およびその代表者(またはそのいずれか)は、差別、報復、脅迫、またはハラスメン トの恐れなく、労働条件および経営慣行に関する意見や懸念事項を経営陣と率直に伝達 および共有することができる必要があります。サプライヤーは、あらゆる苦情処理手続 に関する情報およびトレーニングを労働者に対して定期的に提供しなければなりませ ん。職場の懸念事項を表明したことに関する労働者に対するいかなる形態の報復も固く 禁じられています。サプライヤーは、職場の懸念事項を表明する行為を行った労働者に 対して、個人攻撃、威嚇、その他の脅威を用いて報復してはなりません。これには、現 地の法的要件または国際基準に基づく労働者の権利の侵害が含まれます。サプライヤー は、特定された人権違反および関連する悪影響を是正するためにマイクロソフトと協調 することに同意します。
- o. マイクロソフトの施設またはネットワークへのアクセスを必要とするマイクロソフトとの契約の一環として業務を遂行する従業員が米国内に物理的に所在するサプライヤーの場合:

- i. サプライヤーは、従業員のキャリア開発プログラムを利用できるようにする必要 があります。
- ii. サプライヤーがマイクロソフトのプロジェクトに配属する者はすべて、サプライヤーの従業員または認定されたサプライヤーの下請業者の従業員でなければなりません。
- iii. サプライヤーは、サプライヤー(またはサプライヤーの下請業者)のために週30時間以上勤務する米国を拠点とする従業員に対して、2010年に施行された患者保護および医療費負担適正化法(以下「ACA」といいます)およびその関連法規(ならびにこれらの改正)に準拠する従業員健康手当を支給しなければなりません。そのような医療保険はACAで定義されているように「手頃」で「最低価格」でなければなりません。また、サプライヤーがACAに基づきこの保険を提供する別段の必要がない場合であっても、サプライヤーは、マイクロソフトのプロジェクトに配属された従業員にこの保険を提供する必要があります。この医療保険がACAに準拠していない、またはACAに基づきこの医療保険に関連して罰則が科されるという通知をサプライヤーが政府機関から受け取った場合、サプライヤーは、30日以内にマイクロソフトに書面による通知を提出しなければなりません。
- iv. サプライヤーが米国内に 50 人を超える従業員を抱えている場合、サプライヤーは、対象となるサプライヤーの従業員に一定の最低限の手当を支給する必要があります。「対象となるサプライヤーの従業員」とは、過去 12 か月間に少なくとも1,500 時間サプライヤーに勤務し、マイクロソフトのプロジェクトに配属されている、あるいはマイクロソフトのネットワークおよび施設(またはそのいずれか)へのアクセスを必要とする契約を締結している、米国に拠点を置くサプライヤーの従業員をいいます。サプライヤーは、対象となるサプライヤーの従業員に対して、以下の休暇を付与しなければなりません。
 - サプライヤーの合理的な裁量によって管理される、少なくとも 10 日間の 有給休暇および 5 日間の有給病気休暇、または 15 日間の取得理由に制限 のない有給休暇。
 - 賃金の66%が支払われ、週1,000米ドルを上限とする、少なくとも12週間の有給育児休暇、またはワシントン州の有給家族休暇法を遵守するのに十分な有給育児休暇。

5.衛生管理と安全性

マイクロソフトのサプライヤーには、事業のあらゆる面において安全衛生管理上の慣行を策定 および実施することが求められます。サプライヤーは、以下の要件などを遵守しなければなり ません。

- a. 労働安全、緊急事態への備え、労働災害と病気の予防、産業衛生、身体的な負荷のかかる業務、人間工学、機器の安全防護対策、衛生、食品、および住居に対処する要件を含むが、必ずしもこれに限定されない、あらゆる労働安全衛生に関する適用法規制を確実に遵守し、マイクロソフトによる要請があれば、遵守を裏付ける証拠を提供すること。
- b. 安全かつ健康的な労働環境をすべての従業員に提供し、労働環境に内在する危険の原因 を管理し、最小限に抑えるための措置を講じ、影響を受けやすい人々を保護するための 管理を実施すること。
- c. 少なくとも、安全衛生管理が事業に不可欠であることを示し、リーダーシップを認め、 方針、役割、責任を定めるために従業員による参加を推奨し、リスクと危険の特定と評価を行い、従業員が安全衛生情報にアクセスできるように適切なコミュニケーション手段を提供する労働安全衛生管理システムを確立すること。この管理システムには、インシデントの記録管理、調査、是正措置および継続的改善に対応する手順とプロセスが含まれる必要があります。
- d. 違法薬物の使用、所有、頒布、または販売を禁止すること。

6.環境上の規制と保護

マイクロソフトは、環境保護および環境のサステナビリティ推進に対する社会的責任を負っていることを認識しています。サプライヤーには、二酸化炭素排出量の削減、水消費の低減、廃棄物排出の最小化を積極的に行うという当社のコーポレートコミットメントを共有することを求めます。 マイクロソフトのサプライヤーはすべて、次の要件に従う必要があります。

a. 危険物質、大気と水の排出量、および廃棄物を規制する法規などを含む、適用されるすべての環境に関する法規、規制、国際条約を遵守すること。 関連する条約には、水銀に関する水俣条約(Minamata Convention)、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(Stockholm Agreement on Persistent Organic Pollutants: POPs 合意)、バーゼル条約(Basel Convention)が含まれますが、必ずしもこれらに限定されません。

- b. 製造、製品、またはパッケージングにおける特定物質の禁止あるいは制限に関して適用 されるすべての法規および顧客要件に従うこと。
- c. サプライヤーは、マイクロソフトがビジネス契約に定める製品およびパッケージングの マークやラベル、材料の内容、リサイクル、および廃棄に関するマイクロソフトのすべ ての要件を遵守することに同意するものとします。
- d. 環境に関する必要な許可、規制当局の承認および登録をすべて取得し、維持すること。
- e. (1) 保全を意識した保守と生産プロセスを使用すること、(2) 可能な場合は常に、廃棄する前に、材料を削減、再利用、リサイクルすること (この順序に従う) を通じて、サプライヤーの施設に適切な保全措置を導入することにより、排水およびエネルギー損失を含むあらゆる種類の廃棄物を防止または排除し、可能な限り、再生可能エネルギーの使用を目指すこと。
- f. 放出される可能性があり、環境への脅威となり得る化学物質、廃棄物、その他の物質を特定し、それらの安全な取り扱い、移動、保管、使用、再利用、リサイクル、および廃棄を行えるようにするために適切に管理すること。オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書(Montreal Protocol)のキガリ改正(Kigali Amendment)および適用される規則に従って効果的に管理され、段階的に削減される必要があります。
- g. サプライヤーは、CDP またはマイクロソフトが指定する代替方法を通じて、GHG 温室効果ガス(GHG)排出量データの計算に必要な、完全で一貫した正確なスコープ 1、2、3の GHG 排出量データおよび/またはコンポーネントを開示する必要があります。またサプライヤーには、そうした開示される排出量データに対する独立した、または第三者による保証の提供が求められる場合があります。さらにサプライヤーは、2030年までに55%以上の絶対的 GHG 排出量の絶対値を削減する計画、または、マイクロソフトとのサプライヤー契約やその他の文書による通信において確立されているベースラインに準じる代替の削減目標を提供し、達成する必要があります。サプライヤーの適合のタイミングを含めたデータ開示、保証、削減目標、計画された削減の達成についての特定の要件は、マイクロソフトとのサプライヤー契約やその他の文書に明示されます。

7.情報の保護

マイクロソフトのサプライヤーは、知的財産権を尊重し、秘密情報を保護し、セキュリティ基準、ポリシー、制御、プライバシーに関する規則と規制を遵守し、必要に応じてマイクロソフトの文書保持に関するポリシーと保持スケジュールに従う必要があります。マイクロソフトのサプライヤーはすべて、次の要件に従う必要があります。

7.1 事業継続性

データおよび知的財産の保護、ならびにマイクロソフトに提供されるサービスおよび/または商品の事業継続性を保証するために、測定可能な文書化された緊急対応および災害復旧計画を維持できるようにすること。この計画には、天候その他の自然災害、労働力その他のリソースの制約、システムおよび/または施設の機能停止または使用不能、停電、および通信障害に関する実施手順と最低限の継続および復旧計画が含まれていなければなりません。サプライヤーは、少なくとも年1回、事業継続計画の見直しおよびテストを行い、継続管理に関する業界最高水準に完全に準拠していることを確認すると共に、これらを制限することなく、マイクロソフトのすべての要件に準拠していることを確認します。

7.2 物理的財産および知的財産

- a. マイクロソフトに当該資産の使用を認められた場合において、知的財産、有形財産、消 耗品、および備品を含む、マイクロソフトの物理的および知的資産を保護し、責任をも って使用すること。
- b. 合法的に取得およびライセンスされている情報技術およびソフトウェアのみを使用する ことによって、すべての当事者の知的財産権を尊重し、保護すること。関連するライセ ンスまたは利用規約に従ってのみ、ソフトウェア、ハードウェア、およびコンテンツを 利用すること。
- c. マイクロソフトが提供する情報技術およびシステム (メールを含む) をマイクロソフトの 承認されたビジネス関連の目的のみに使用すること。マイクロソフトは、サプライヤー が以下のいずれかを目的としてマイクロソフトが提供する技術およびシステムを使用することを固く禁じています。(1) 脅迫、ハラスメント、脅威、虐待に該当する、性的に 露骨な、またはその他不快もしくは不適切な内容の作成、アクセス、保存、印刷、勧誘、または送信、または(2) 虚偽、名誉棄損に該当する、または悪意のあるやり取りの 送信。
- d. マイクロソフトが提供する技術またはシステムから収集した情報を使用してマイクロソフトの従業員を勧誘することは禁止されています。
- e. 著作権、特許、商標、営業秘密などを含む、マイクロソフトおよび他者の知的所有権を 遵守すること。知的財産権を保護するような方法で、技術とノウハウの移転を管理する こと。
- f. マイクロソフトが所有またはリースしている機器で保存または送信されたすべてのデータをマイクロソフトの財産とみなすこと。マイクロソフトは、企業ネットワークおよび

すべてのシステム (メールを含む) のあらゆる使用状況を監視し、マイクロソフトネットワークを使用して保存または送信されたあらゆるデータにアクセスすることができます。

g. マイクロソフトデバイスの正常性に関する制限事項を遵守するために、自分の役割に alias@microsoft.com のアカウントが割り当てられている場合は、マイクロソフトの管理 対象デバイスからのみマイクロソフトのリソースにアクセスするか、仮想化サービス (Windows Virtual Desktop)を使用して、メール、Teams またはその他のアプリケーションやサービスなどのリソースにアクセスする必要があります。

7.3 セキュリティ

- a. 物品、サービスまたはソフトウェアの提供時には、指定された説明責任を負うマイクロソフトのプロジェクト所有者と緊密に協調し、セキュリティの基準、ポリシー、制御を理解し、これらを遵守すること。
- b. 特定された脆弱性を開示し、すぐに対処することを徹底すること。
- c. 正当な業務上の必要性および責任ある所有者からの許可を得ずに、マイクロソフトの情報または顧客情報へのアクセスを提供しないこと。
- d. セキュリティ制御、制限、またはその他のセキュリティ対策を回避しないこと。
- e. アカウント認証情報を他者と共有せず、割り当てられたアカウント認証情報で常に認証 を行うこと。
- f. マイクロソフトの認証情報を第三者のサイトのアカウントに再利用したり、第三者のサイトのアカウントと同期したりしないこと。
- g. 会社および個人のデバイスを直接管理し、使用していないときは常にデバイスをロック するか、または安全に保管すること。
- h. マイクロソフトの業務関連データを含むマイクロソフトの資産または個人のデバイスの 紛失または盗難が発生した場合は、できるだけ速やかにその旨を報告すること。
- i. マイクロソフトの施設内では、従業員アクセスカードが常にはっきりと見えるようにしておくこと。訪問者が受付でマイクロソフトホストに登録されているのを確認すること。アクセスカードを提示していない人がいた場合にはその人に声をかけ、最寄りのマイクロソフトの受付担当者/セキュリティ担当者に案内すること。
- j. コンピューター ソフトウェアを常に最新の状態に保ち、完全にパッチを適用すること。
- k. マイクロソフトの業務データやサービスにアクセスするデバイスやシステムに、信頼できない、ライセンスがない、禁止されている、または違法なソフトウェアをダウンロードしたり、インストールしたりしないこと。

- I. マイクロソフトの業務を遂行するために使用する個人用デバイスが最新の状態であり、 Modern Access デバイス管理システムに登録されているのを確認すること。
- m. (社内で取得した、またはパートナーもしくはサプライヤーを介して取得した) マイクロ ソフトの顧客データに関連するインシデントが発生する恐れがある場合、できるだけ速 やかにその旨を報告すること。

7.4 プライバシー

- a. プライバシーおよびデータ保護に関する現地の法律のすべてに従うこと。
- b. 個人データを収集または処理する際に、明確かつ正確なプライバシー通知を行うこと。
- c. マイクロソフトの担当者またはマイクロソフトの顧客による同意がある場合にのみデータを使用して、プライバシーの選択を尊重すること。
- d. 安全な製品とサービスを構築して、データを保護すること。
- e. マイクロソフトのコンプライアンスへの取り組みに協力すること。

7.5 企業記録および社内業務情報の保持(すべての形式):以下の要件は、全世界および企業全体のあらゆる形式の情報資産に適用されます。

- a. マイクロソフトの拠点内で、またはマイクロソフトの機器/ツールを使用して作成、管理、または使用されたすべての業務記録は、マイクロソフトの文書保持に関するポリシー、企業保持スケジュール、およびその他のマイクロソフトが指示する慣行に完全に準拠して保持されます。
- b. 別段の定めがある場合を除き、マイクロソフトは、自社との契約に明示されているマイクロソフトの拠点以外で、またはマイクロソフトの機器/ツール以外を使用して作成、管理、または使用されるすべての情報の所有権および管理権を保持します。
- c. 特定の場合、サプライヤーは、契約で定められた所定の期間、データの保持、抽出、またはその他の方法によるマイクロソフトへのデータの提供を求められる場合があります。また、法律上または監査上の問題がある場合には、その義務を超えてデータを保持することが求められる場合があります。

8.サプライヤー倫理規定トレーニング

コンプライアンスに関するトレーニング: サプライヤーは、マイクロソフトの問題に取り組む 自社の従業員および承認された下請業者が、サプライヤー行動規範、適用法規、および一般的 に認められた基準の内容を理解し、遵守できるようにする必要があります。

- a. サプライヤーは、マイクロソフトの問題に取り組むすべての従業員および承認された下 請業者に SCoC に関するトレーニングを毎年実施するものとします。
- b. サプライヤーは、マイクロソフトが提供する第三者トレーニング プラットフォームを通じてこのトレーニングを実施する必要があります。詳細については、<u>サプライヤー行動</u> 規範ウェブサイトに記載されている、SCoC トレーニングに関するよくある質問(FAQ) をご覧ください。
- c. 第三者トレーニング プラットフォームで維持される要件のトレーニング記録および認証 は監査の対象となります。

上記のサプライヤーのトレーニング義務に加えて、マイクロソフトは、マイクロソフトの企業ネットワークおよび建物(またはそのいずれか)へのアクセス資格情報を必要とするすべての社外スタッフに対して、アクセス権を取得する前にトレーニングを実施します。

9.マイクロソフトのアクセス権限に関するその他規定

サプライヤー、契約業者、下請業者、コンサルタント、地主、ビジネスゲスト、パートナーなど、マイクロソフトのネットワークや設備へのアクセスを必要とするすべての外部当事者には、次の追加基準が適用されます。

9.1 配属/アクセス前調査に関するポリシー

サプライヤー、契約業者、下請業者、コンサルタント、地主、ビジネスゲストおよびパートナーは、(1)メール、SharePoint サイト、またはその他のツール、サイト、プラットフォームを含む、マイクロソフトのネットワークへのアクセスを必要とする、または(2)カードキーやその他のアクセスバッジの発行を含め、マイクロソフトの施設(所有またはリース)への付き添いなしのアクセスを必要とするすべての従業員に対して、マイクロソフトの要件を満たす配属/アクセス前のバックグラウンドスクリーニングを実施する必要があります。このようなスクリーニングの目的は、マイクロソフトの施設、設備、ネットワーク、またはシステムにアクセスする担当者に過度の安全上またはセキュリティ上のリスクがないようにすることです。適用法で許容されている範囲で、外部スタッフの配属および/またはアクセスの提供前に、サプライヤーは、マイクロソフトのグローバル外部スタッフスクリーニングプログラムに登録し、マイクロソフトの指定スクリーニングサービスプロバイダーが構築した同プログラムに基づいて配属/アクセス前のバックグラウンドスクリーニングを実施する必要があります。

特定の人材の配属については、サプライヤーは、さらに定期的なバックグラウンドスクリーニングを実施する必要があります。適用法で許容されている範囲で、マイクロソフトは、各国固

有の最小限のバックグラウンドスクリーニング項目を特定し、それを実施する必要があります。バックグラウンドスクリーニングには通常、次の確認項目が含まれます。本人確認、犯罪歴の確認、全国犯罪データベースの検索、性犯罪者登録の確認、および世界の制裁措置の確認。マイクロソフトは、特定の配属について必要な場合には、追加のスクリーニングを要求する場合があります。これには、学歴の確認、職歴の確認、職務に関連するライセンスの確認、個人の信用調査記録の確認、薬物検査、および/またはその他関連情報の収集などが含まれます。

各バックグラウンドスクリーニングレポートを受け取った後、サプライヤーは、マイクロソフトに関連する業務に必要なマイクロソフトの施設および/またはネットワークにアクセスするのにサプライヤーの担当者が十分適しているかどうかを評価しなければなりません。具体的には、サプライヤーは、バックグラウンドスクリーニングレポートに、刑事上の有罪判決や業務の遂行および/またはマイクロソフトが提供するアクセスに適していないとみなされる可能性のあるその他の事項などの情報が含まれているかどうかを裁定する必要があります。合理的に関連する可能性のある、サプライヤーが検討すべき有罪判決の例としては、不正行為(財産や個人情報の窃盗、横領、詐欺、偽造など)および暴力(殺人、強姦、性的虐待、誘拐、暴行、強盗、ストーキング、ハラスメントなど)の犯罪が含まれます。サプライヤーは、本ポリシーに準拠して、従業員の配属/アクセス前のスクリーニングを実施し、確認したことについて、証明が必要になる場合があります。サプライヤーは、刑事上の有罪判決、重大な滞納や債務、または個人がマイクロソフトでの配属/アクセスに適さないとみなされる可能性のあるバックグラウンドスクリーニングで開示されたその他の事項を裁定する必要があります。

マイクロソフトは、配属またはアクセスを必要とする個人(サプライヤーの従業員がマイクロソフトの顧客、パートナー、従業員、またはその他の第三者のクレジットカード情報、財務情報、または機密性の高い個人データにアクセスすることが必要な状況を含む)について、スクリーニングの過程で収集された情報をサプライヤーと確認し、協議する権利を留保します。かかる協議は、適用法に準拠して行うものとします。この確認に基づき、マイクロソフトは、適切であると判断した場合、個人に対して配属やアクセスを禁止する場合があります。

サプライヤーが下請業者を使用して、(1)メール、SharePoint サイト、その他のツール、サイト、プラットフォームを含むマイクロソフトのネットワークへのアクセスを必要とするサービス、または(2)カードキーやその他のアクセスバッジの発行を含むマイクロソフトの施設(所有またはリース)への付き添いなしのアクセスを必要とするサービスを実施する場合、サプライヤーは、下請業者との契約に本ポリシーに定められた要件が含まれていることを確認する必要があります。また、下請業者の担当者が、マイクロソフトの顧客、パートナー、従業員、または

第三者のクレジットカード情報、財務情報、または機密性の高い個人データへのアクセスを要求する場合、サプライヤーは、本ポリシーに定義されているとおり、下請業者が必要なバックグラウンドスクリーニングを行うことができるようにするために、適用される法律に準拠した合理的な措置を講じる必要があります。

サプライヤーが、マイクロソフトが所有またはリースしている施設またはマイクロソフトのネットワークへのアクセス権を持つサプライヤーの担当者または下請業者による犯罪行為に気付いた場合、サプライヤーは、その情報を知ってから 24 時間以内にマイクロソフト グローバルセキュリティ部門にその情報を照会し、当該個人が引き続きアクセスすることが認められるかどうかを判断する必要があります。認められない場合、マイクロソフト グローバルセキュリティ部門は、マイクロソフトのスポンサーおよびサプライヤーと協力して、当該個人をマイクロソフトの担当から除外し、すべてのアクセスを即座に取り消すようにします。サプライヤーの担当者または下請業者をマイクロソフトが所有またはリースする財産から除外する場合、サプライヤーは、すべての適用法に従う必要があります。この犯罪行為によってマイクロソフトの財産または従業員に物理的な損害が及ぶ恐れがあることが示唆されている場合、サプライヤーは、ただちに、いかなる場合においてもその情報に気付いてから 24 時間以内に、マイクロソフトの業務担当者およびマイクロソフトグローバルセキュリティ部門に通知しなければなりません。

すべての場合において、サプライヤーは、公正信用報告法および適用されるその他の連邦法、 州法、および現地法を遵守する必要があります。これには、データ プライバシーに関する法律 が含まれます。サプライヤーは、(1) 配属/アクセス前のバックグラウンドスクリーニングを実施し、(2) 必要に応じて、マイクロソフトが合法的にその情報を受け取り、使用するために必要 な同意をマイクロソフトに提供するために、関連する通知を行い、必要に応じて、合法的な同意を取得すること、またはその他の合法的な基盤を確立することについて責任を負います。マイクロソフトから要求された場合、サプライヤーは、配属/アクセス前のバックグラウンドスクリーニングを実施する前に、マイクロソフトが承認した形式によるプライバシー通知または同意文書を担当者に提供しなければなりません。

関連する契約における補償義務に加え、マイクロソフトがサプライヤーに課した義務がある場合にはそれに従って、サプライヤーは、コモンロー上の請求であるか、エクイティ上の請求であるかにかかわらず、(1) 本配属/アクセス前調査に関するポリシーに対するサプライヤーの違反、(2) 本配属/アクセス前調査における主題に何らかの形で関連する適用法令に対するサプライヤーの違反、(3) サプライヤーによる過失、不正行為、無謀な行為、誤りまたは不作為、(4) サプライヤーによる雇用判断に関連するあらゆる請求、主張、要求、訴因、訴訟、法的手続、

調査、執行またはその他の行為(以下「請求」といいます)に起因する、またはこれらに関連するいかなる損害、罰則、罰金、損失、賠償責任、判決、調停、仲裁判断の費用(合理的な弁護士報酬および費用を含む)についても、マイクロソフト、その関連会社および子会社ならびに各社の役員、取締役、従業員、代理人および保険会社(以下「マイクロソフトの当事者」といいます)を補償し、免責することに同意します。サプライヤーはまた、本配属/アクセス前調査に関するポリシーに定められているバックグラウンドスクリーニングに関連する単独または複数のマイクロソフトの当事者に対してサプライヤーの従業員または下請業者が申し立てたいかなる請求についても、マイクロソフトの当事者を補償および免責します。なお、サプライヤー行動規範の「配属/アクセス前調査に関するポリシー」のセクションに記載されている追加の補償義務は、サプライヤーの担当者によるマイクロソフトの施設、設備、ネットワーク、またはシステムへのアクセスに関連してのみ適用されます。

<u>バックグラウンドスクリーニングに関するよくある質問</u>をご覧ください。サプライヤーは、本プログラムに関する質問や懸念事項について、<u>supscrn@microsoft.com</u>宛てに問い合わせることができます。

9.2 マイクロソフトの施設とネットワークの使用

- a. サプライヤーは、書面によるマイクロソフトの事前同意を得ずに、マイクロソフトに提供されるサービスを実施する以外の目的で、マイクロソフトが提供する施設(建物およびサイトのサービスなど)を使用してはなりません。
- b. サプライヤーの担当者がマイクロソフトの施設へのカードキーによるアクセス、マイクロソフトのメールシステム上のアカウント、およびマイクロソフトのネットワークまたはシステムへのその他のアクセス(もしくはこれらのいずれか)を必要とする場合、サプライヤーおよびマイクロソフトに割り当てられた担当者は、マイクロソフトが要求する、該当するすべての契約を締結する必要があります。
- c. サプライヤーおよびその従業員は、マイクロソフトによって明示的に許可されている場合を除き、マイクロソフトの拠点上の位置またはネットワークアクセスを使用して情報や資料を入手したり、物理的なアクセスを行ったりしてはなりません。マイクロソフトは、マイクロソフトの拠点内においてサプライヤーまたはその担当者もしくは下請業者が所有する個人の財産または車両の紛失、損傷、盗難および消失について責任を負いません。
- d. マイクロソフトの拠点内で「重大な」人身傷害または物的損害が発生したことをサプライヤーが認識した場合、サプライヤーは、速やかにマイクロソフトにその旨を通知し、マイクロソフトが原因を調査できるように適切な詳細を提供しなければなりません。こ

の場合における「重大な」とは、病院での治療または死亡につながる人身傷害、または 修理もしくは交換の推定費用が 10,000 米ドルを上回る物的損害または損失をいいます。

10.懸念の提起と問題がある行為の報告

問題がある行為または SCoC に違反している可能性について報告するために、懸念の解決に際してマイクロソフトの主な連絡担当者と協力することをサプライヤーに推奨します。これが不可能または不適切な場合には、次のリンクに記載されているいずれかの方法でマイクロソフトにご連絡ください:http://www.microsoftintegrity.com/

マイクロソフトは機密を可能な限り保持いたします。また、助言を誠実に求めた個人、または 問題のある行為やサプライヤー倫理規定への違反の可能性を誠実に報告した個人に対する報復 行為を一切許しません。